

学 会 記 事

本部会議開催報告

第141回 令和4年6月2日（木）

第142回 令和4年7月28日（木）

第112回（創立70周年記念） 大会・総会等開催報告

◆日 時

【第1日目】令和4年6月18日（土）

午前11時20分～午後5時50分

【第2日目】令和4年6月19日（日）

午前9時45分～午後4時10分

◆開催地区及び開催方法

関西大学千里山キャンパス第三学舎ソシオ
A V大ホールとオンライン（Zoom）とのハイ
ブリッド開催

◆大会出席者

【来賓】

なし

【賛助会員】

なし

【会員225名】

【本部2名】

谷口勢津夫、西山由美

【北海道・東北地区7名】

泉山 殖、小関健三、近藤憲昭、武田浩明、
中西良之、堀 治彦、松田孝志

【関東地区66名】

相京溥士、青柳達朗、阿部雪子、石川 緑、
泉 純也、糸田孝一、猪野 茂、浦口 弘、
海野多佳夫、大野雅人、加藤友佳、
金子友裕、川井和子、木島裕子、
木村弘之亮、草間典子、小代久美子、
小菅貴子、小林裕明、小林宏之、小柳 誠、
斎木秀憲、斎藤 滋、佐藤謙一、清水 学、
鈴木 修、鈴木章司、鈴木悠夫、関根美男、
高木英樹、竹内茂樹、竹内 進、竹内春美、
谷口智紀、長島 弘、中村琢也、中本天望、
西谷 歩、野口 浩、服部夕紀、林 伸宣、
日景 智、樋口恒太、藤中敏弘、藤間大順、
藤曲武美、本田光宏、増田英敏、松澤正人、
水谷年宏、道下知子、森下幹夫、安田京子、
山下清兵衛、山下 学、山田二郎、
山本英幸、山本直毅、横田雅志、吉田歌純、
吉田貴明、四方田彰、李 昊然、我妻純子、
脇谷英夫、渡辺徹也

【中部地区38名】

飯島寛久、井川源太郎、伊川正樹、
石山皇太、伊藤 透、伊藤雄太、稻垣真衣、
奥川哲也、小野貴之、糟谷 修、加藤歌子、
加藤久也、加藤義幸、加藤玲子、鎌倉友一、
岸野悦朗、木村幹雄、鈴木 恵、高橋祐介、
竹本守邦、中尾真和、西脇正訓、萩原芳宏、
橋本 彩、馬場 陽、林 隆一、堀田朋宏、
本部勝大、松田 修、真野郁久、森田辰彦、
安屋謙一、山田麻未、山田京子、大和正治、
吉川富造、吉田典保、吉田 洋

【関西地区60名】

井上和子、井川淳志、石原 忍、一高龍司、
岩木節子、浦東久男、岡村忠生、片山直子、
金井恵美子、加野裕幸、北野富士和、

木村浩之, 邱 怡凱, 清本敏弘, 日下文男,
倉見智亮, 耕 泰之, 河野良介, 小林伸幸,
酒井貴子, 坂巻綾望, 佐古麻理, 鹿田良美,
沈 恬恬, 杉澤雄一, 鈴木健介, 住永佳奈,
高松伊太郎, 竹内綱敏, 忠岡 博,
田中 治, 辻 美枝, 壱見晴彦, 富永生志,
永井秀人, 中尾 巧, 中嶋美樹子,
中野 徹, 中野浩幸, 浪花健三, 西俣敏明,
野一色直人, 土師秀作, 長谷川雄大,
濱田 洋, 原田裕彦, 前田謙二, 松井淑子,
松本 拓, 水野武夫, 水野正夫,
宮本十至子, 村井 正, 村上由紀,
望月 爾, 元氏成保, 安井栄二,
八ツ尾順一, 山本尚平, 吉澤俊二

【中四国地区14名】

市川哲司, 奥谷 健, 金山知明, 木村守孝,
黒住茂雄, 佐伯健司, 佐久間一郎,
澤井貴介, 武田京子, 岝 直樹, 林 幸一,
水口勝夫, 本村大輔, 橫井里保

【九州地区29名】

岩武一郎, 織田洋輔, 金谷比呂史,
北迫秀文, 木山雅人, 権田和雄, 笹田 毅,
佐治泰世, 執行達也, 篠原美津子,
菅野直樹, 末吉幹久, 関本大樹, 高橋敦尚,
高橋秀至, 田口智一, 田中晶国,
谷本たまみ, 桃原健二, 鳥飼貴司,
中島 昇, 長友慶徳, 西田尚史, 福岡耕二,
星田幸太郎, 宮崎裕士, 山崎広道,
山下美穂子, 山本洋一郎

【沖縄地区 9名】

井上むつき, 幸地啓子, 末崎 衛,
鈴木和子, 當真ふじの, 町田真子,
宮里浩喜, 守田英昭, 山入端正範

◆役員会出席者 (75名)

【本部 2名】

谷口勢津夫, 西山由美

【北海道・東北地区 4名】

小関健三, 武田浩明, 中西良之, 松田孝志
【関東地区14名】

相京溥士, 川井和子, 木村弘之亮,
竹内 進, 竹内春美, 谷口智紀, 長島 弘,
林 伸宣, 増田英敏, 山下 学, 山田二郎,
四方田彰, 脇谷英夫, 渡辺徹也

【中部地区14名】

井川源太郎, 伊川正樹, 伊藤 透,
伊藤雄太, 加藤歌子, 加藤義幸, 加藤玲子,
高橋祐介, 竹本守邦, 馬場 陽, 真野郁久,
森田辰彦, 吉田典保, 山田麻未

【関西地区18名】

一高龍司, 浦東久男, 岡村忠生, 片山直子,
木村浩之, 金井恵美子, 鹿田良美,
高松伊太郎, 竹内綱敏, 忠岡 博,
田中 治, 浪花健三, 野一色直人,
西俣敏明, 水野武夫, 望月 爾,
八ツ尾順一, 吉澤俊二

【中四国地区 4名】

奥谷 健, 佐伯健司, 佐久間一郎,
岡村忠生, 木山雅人, 倉見智亮,
権田和雄, 笹田 毅, 執行達也, 末吉幹久,
高橋秀至, 田中晶国, 桃原健二, 鳥飼貴司,
西田尚史, 波多野徹, 福岡耕二, 山崎広道,
山本洋一郎

【九州地区16名】

金谷比呂史, 木山雅人, 倉見智亮,
権田和雄, 笹田 毅, 執行達也, 末吉幹久,
高橋秀至, 田中晶国, 桃原健二, 鳥飼貴司,
西田尚史, 波多野徹, 福岡耕二, 山崎広道,
山本洋一郎

【沖縄地区 3名】

井上むつき, 鈴木和子, 山入端正範

◆大会研究報告

【第1日目】(午後1時20分～5時50分)

総合司会 八ツ尾順一(大阪学院大学教授)
開会挨拶 谷口勢津夫(理事長)

1 研究報告(1)

「国税通則法の課題」(税法学586号参照)

奥谷 健（広島修道大学教授）

2 研究報告(2)

「民法（相続法）改正と遺留分権利者及び義務者に対する相続税の課税根拠との関係に関する考察」（税法学586号参照）脇谷英夫（弁護士）

3 研究報告(3)

「譲渡所得課税の趣旨と課税理論」（税法学586号参照）伊川正樹（名城大学教授）

4 研究報告(4)

「所得税法56条の功罪」（税法学586号参照）金井恵美子（税理士）

5 研究報告(5)

「米国における事後のタックス・プランニングの司法統制」（税法学586号参照）倉見智亮（同志社大学教授）

6 研究報告(1)に対する質疑応答

司 会 西山由美（明治学院大学教授）

質問者 青柳達朗（武蔵野大学教授）

伊藤雄太（税理士）

木村弘之亮（弁護士）

鈴木健介（国家公務員）

田中 治（大阪府立大学名誉教授）

谷口勢津夫（大阪学院大学教授）

野一色直人（京都産業大学教授）

馬場 陽（弁護士）

村井 正（関西大学名誉教授）

望月 爾（立命館大学教授）

〔第2日目〕（午前9時45分～午後4時10分）

総合司会 八ツ尾順一（大阪学院大学教授）

1 研究報告(6)

「租税法律主義と司法的救済保障原則」（税法学586号参照）谷口勢津夫（大阪学院大学教授）

2 研究報告(2)に対する質疑応答

司 会 西山由美（明治学院大学教授）

質問者 青柳達朗（武蔵野大学教授）

田中 治（大阪府立大学名誉教授）

谷口勢津夫（大阪学院大学教授）

村井 正（関西大学名誉教授）

吉川富造（税理士）

3 研究報告(3)に対する質疑応答

司 会 山崎広道（熊本学園大学教授）

質問者 青柳達朗（武蔵野大学教授）

伊藤雄太（税理士）

高木英樹（税理士）

田中 治（大阪府立大学名誉教授）

谷口勢津夫（大阪学院大学教授）

日景 智（亜細亜大学教授）

村井 正（関西大学名誉教授）

望月 爾（立命館大学教授）

4 研究報告(4)に対する質疑応答

司 会 西山由美（明治学院大学教授）

質問者 青柳達朗（武蔵野大学教授）

一高龍司（関西学院大学教授）

田中 治（大阪府立大学名誉教授）

谷口勢津夫（大阪学院大学教授）

鳥飼貴司（鹿児島大学教授）

野一色直人（京都産業大学教授）

日景 智（亜細亜大学教授）

宮本十至子（立命館大学教授）

村井 正（関西大学名誉教授）

5 研究報告(5)に対する質疑応答

司 会 山崎広道（熊本学園大学教授）

質問者 青柳達朗（武蔵野大学教授）

田中 治（大阪府立大学名誉教授）

谷口勢津夫（大阪学院大学教授）

野一色直人（京都産業大学教授）

林 幸一（広島大学教授）

村井 正（関西大学名誉教授）

渡辺徹也（早稲田大学教授）

6 研究報告(6)に対する質疑応答

司 会 西山由美（明治学院大学教授）

質問者 青柳達朗（武蔵野大学教授）

一高龍司（関西学院大学教授）
田中 治（大阪府立大学名誉教授）
鳥飼貴司（鹿児島大学教授）
野一色直人（京都産業大学教授）
馬場 陽（弁護士）
村井 正（関西大学名誉教授）
山下清兵衛（弁護士）
次回大会開催地区挨拶 小関健三（公認会計士）
閉会挨拶 西山由美（理事長代行）

◆役員会

〔第1日目〕（午前11時20分～午後0時20分）

1 審議事項

① 令和3年度収支決算の承認

令和3年度収支決算（後掲）につき、竹内綱敏監事の監査報告（決算を適正なものとする報告）の後、同決算が承認された。

② 令和4年度予算の承認

令和4年度予算（後掲）が承認された。同予算は、基本的には、従前どおり、学会機関誌（税法学）を年2回発行し、大会・総会を年1回開催し、また、会員会費を10,000円とするものであるが、予算額の点では、当座のつなぎ資金を基金勘定から繰り入れること及び大会費につき第112回大会をハイブリッド開催とすることを前提にして、編成した。

③ 会費未納者の除籍

令和3年度会費の未納者3名につき、学会規約7条2項に基づき除籍することが承認された。ただ、従来からの慣行により、大会直後に支払があった場合には除籍者から除外することが確認されたが、1名から支払の申出があった（後日支払があった）ので、最終的な除籍者は2名となった。なお、現在、会費の請求書において、支払期限を9月末日と明記するとともに、その支払がない場合は、機

関誌（税法学）の11月号を送付しない取扱いとなっている。

④ 新入会員の承認

入会申込者30名全員について、学会規約6条1項に基づき、入会が承認された（後掲）。

⑤ 第113回大会の開催日・場所と開催方法

第113回大会は北海道・東北地区の担当により北海道大学（札幌市）で開催することが確認された。開催日程については会場の予約等の関係で令和5年6月の第3土日（A案）又は第4土日（B案）のいずれかとし、確定次第ホームページ等を通じて会員に周知することとし、また、開催方法についてはハイブリッド開催の方向で準備を進めることにした。

⑥ 日本税法学会規約変更案

第111回大会の役員会・総会で提案したところに従い、変更案につき令和3年7月から11月末までパブリック（会員）コメントを実施したが、コメントが出なかったので、同変更案を日付のみ令和4年6月18日・19日に変更し最終変更案（後掲）として審議した結果、同最終変更案をそのまま本大会2日目の総会に諮ることが承認された。

⑦ 総会議長の選出

本大会2日目の総会の議長として、山崎広道会員（九州地区）が選任された。

2 報告事項

① 日本税法学会創立70周年記念号事業

「税法学」586号を創立70周年記念号として発行したこと、学会ホームページの「活動内容」のページに「日本税法学会の歩み」を掲載し今後も継続的に追加していくこと及び「機関誌」のページに「税法学」のうち掲載論文等の著作権が学会に帰属することとなった570号以後の号で発行後3年を経過したものを掲載し今後も継続的に追加していくことが報告された。

② 第114回大会以降の開催地区

第114回大会（2024年）は九州地区、第115回大会（2025年）は中四国地区、第116回大会（2026年）は関東地区、第117回大会（2027年）は中部地区でそれぞれ開催する予定である。

③ その他

本部役員のうち1名（研究委員長会議担当）につき、八ツ尾順一会员（関西地区研究委員長）の事情により、奥谷健会員（中四国地区研究委員長）に交代していただくことになった旨の報告があった。

〔第2日目〕（午後0時30分～1時）

第1日目で審議事項に関する審議及び報告事項に関する報告が全て終了していたので、今後の学会のあり方等について自由に意見交換を行った。

◆総会

〔第2日目〕（午前10時30分～12時）

議長 山崎広道（熊本学園大学教授）

1 審議事項

① 令和3年度収支決算の承認

令和3年度収支決算（後掲）が承認された。

② 令和4年度予算の承認

令和4年度予算（後掲）が承認された。

③ 第113回大会の開催日・場所と開催方法

既定どおり確認された（前記「役員会」第1日目「1 審議事項」⑤参照）。

④ 日本税法学会規約変更案（後掲）の承認

規約22条の要件を充足し（出席会員154名（会場76名、オンライン78名）全員の賛成）、提案どおり承認された。

2 報告事項

① 会費未納者の除籍

会費未納者の除籍につき、役員会での承認どおり報告された（前記「役員会」第1日目「1 審議事項」③参照）。

② 新入会員の承認

入会申込者の入会につき、役員会での承認どおり報告された（前記「役員会」第1日目「1 審議事項」④参照）。

③ 第114回大会以降の開催地区

前記「役員会」第1日目「2 報告事項」②と同様の報告がされた。

3 記念フォーラム

理事長から「日本税法学会の歩みと今後について」と題する基調報告（後掲）があり、意見交換が行われた。

令和3年度収支決算書
(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

日本税法学会
(単位 円)

科 目	予 算 額		決 算 額			
	収 入	支 出	収 入	増 減	支 出	増 減
前 年 度 繰 越 金	6,447,483		6,447,483	0		
会 員 会 費	10,150,000		10,074,600	△ 75,400		
贊 助 会 員 会 費	250,000		250,000	0		
大 会 費 収 入			0	0		
寄 付 金 収 入			0	0		
受 取 利 息			37	37		
(小 計)	(10,400,000)		(10,324,637)			
機 関 誌 費	13,000,000				11,991,420	△ 1,008,580
大 会 費	100,000				93,720	△ 6,280
通 信 費	900,000				797,637	△ 102,363
印 刷 費	100,000				12,100	△ 87,900
手 数 料	220,000				188,741	△ 31,259
消 耗 品 費	100,000				41,701	△ 58,299
事 務 費	1,100,000				760,667	△ 339,333
旅 費 交 通 費	150,000				28,500	△ 121,500
諸 会 費	30,000				30,000	0
未 収 会 費 償 却	230,000				50,000	△ 180,000
雜 費	650,000				603,159	△ 46,841
予 備 費	267,483					△ 267,483
(小 計)					(14,597,645)	
次 年 度 繰 越 金					2,174,475	2,174,475
合 計	16,847,483	16,847,483	16,772,120	△ 75,363	16,772,120	△ 75,363

貸 借 対 照 表
(令和4年3月31日現在)

日本税法学会
(単位 円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	43,225	次 年 度 繰 越 金	2,174,475
郵便振替 (左京郵便局)	434,224		
郵便貯金 (竹屋郵便局)	675,094		
未 収 会 費 (18名)	180,000		
備 品	841,932		
合 計	2,174,475	合 計	2,174,475

学会記事

令和3年度基金勘定決算書
(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)

日本税法学会
(単位 円)

科 目	収 入	支 出	備 考
前 年 度 繰 越 金	4,549,547		
入 会 金	52,000		
受 取 利 息	462		2,000円×26名 定額貯金利息
次 年 度 繰 越 金		4,602,009	
合 計	4,602,009	4,602,009	

基金勘定貸借対照表
(令和4年3月31日現在)

日本税法学会
(単位 円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
定額貯金（竹屋郵便局）	4,602,009	次 年 度 繰 越 金	4,602,009
合 計	4,602,009	合 計	4,602,009

備 品 明 細

日本税法学会
(単位 円)

明 細	取得年月	数量	取 得 価 額	購 入 先
コ ク ヨ 書 櫃	7. 8	2	70,452	(株)西京コクヨ
コ ピ ー・ フ ア ッ ク ス 複 合 機	20. 7	1	630,000	(株)東洋
富 士 通 パ ソ コ ン	26. 7	1	141,480	近畿オービス(株)
合 計			841,932	

上記のとおり相違ありません

令和4年6月19日

日本税法学会 理 事 長 谷 口 勢 津 夫
理 事 長 代 行 西 山 由 美
会 計 担 当 吉 澤 俊 二
理 事 加 藤 歌 子
監 事 竹 内 綱 敏

令和4年度 予 算
(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

日本税法学会
(単位 円)

科 目	令和3年度 決 算 額	令 和 4 年 度 予 算 額				備 考
		取 入	増 減	支 出	増 減	
前 年 度 繰 越 金	6,447,483	2,174,475	△ 4,273,008			
会 員 会 費	10,074,600	10,090,000	15,400			(1)
贊 助 会 員 会 費	250,000	250,000	0			(2)
大 会 費 収 入	0	0	0			(3)
寄 付 金 収 入	0		0			
受 取 利 息	37		△ 37			
基 金 勘 定 よ り		1,000,000	1,000,000			
(小 計)		(11,340,000)				
機 関 誌 費	11,991,420			7,500,000	△ 4,491,420	(4)
大 会 費	93,720			2,000,000	1,906,280	
通 信 費	797,637			850,000	52,363	(5)
印 刷 費	12,100			50,000	37,900	
手 数 料	188,741			220,000	31,259	
消 耗 品 費	41,701			100,000	58,299	(6)
事 務 費	760,667			850,000	89,333	(7)
旅 費 交 通 費	28,500			50,000	21,500	
諸 会 費	30,000			30,000	0	
未 収 会 費 償 却	50,000			180,000	130,000	
雜 費	603,159			650,000	46,841	(8)
予 備 費				1,034,475	1,034,475	
(小 計)				(13,514,475)		
次 年 度 繰 越 金	2,174,475				△ 2,174,475	
合 计		13,514,475	△ 3,257,645	13,514,475	△ 3,257,645	

(主な科目的計算明細)

<u>(1) 会員会費</u>	10,000円 × 1,009名 (会員987名 + 入会申込22名)	計 <u>10,090,000円</u>
<u>(2) 賛助会員会費</u>	50,000円 × 5口	計 <u>250,000円</u>
<u>(3) 大会費収入</u>		計 <u>0円</u>
<u>(4) 機関誌費</u>	税法学587号、588号、HP費用、名簿制作費	計 <u>7,500,000円</u>
<u>(5) 通信費</u>	税法学587号、588号、名簿送料 電話料、郵便料等	700,000円 150,000円 計 <u>850,000円</u>
<u>(6) 消耗品費</u>	コピーカウント料金、用紙代他	計 <u>100,000円</u>
<u>(7) 事務費</u>	清文社事務代行費、事務所アルバイト代	計 <u>850,000円</u>
<u>(8) 雜費</u>	事務所経費、光熱費 50,000円 × 12月 = 600,000円 その他	50,000円 計 <u>650,000円</u>

日本税法学会規約変更案

第112回大会（令和4年6月18日・19日）役員会・総会

変更案	現行
1 総則 (名称) 第1条 本会は、日本税法学会（Japan Tax Jurisprudence Association）と称する。	1 総則 (名称) 第1条 [同左]
(事務所) 第2条 本会の事務所は、京都市左京区高野竹屋町30番地に置く。	(事務所) 第2条 [同左]
2 目的及び事業 (目的) 第3条 本会は、税法学の研究及びその研究者相互の協力を促進し、併せて内外の学会及び諸団体との連絡を図ることを目的とする。	2 目的及び事業 (目的) 第3条 [同左]
(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 1 研究大会及び地区研究会並びに講演会の開催 2 機関誌その他図書の刊行 3 政府その他への建議 4 前3号に掲げるもののほか、理事会が適当と認める事業 2 研究大会は、毎年6月に開催するものとする。 ただし、災害等のやむを得ない事由があるときは、この限りでない。 3 地区研究会の開催については各地区で定めるものとする。	(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 1 研究会及び講演会の開催 2 [同左] 3 [同左] 4 [同左] 【新設】 【新設】
【趣旨・目的】 本条の変更において、変更前（現行）第1号は第1項第1号とし、本会の活動の実態に鑑み、変更前（現行）第1号にいう「研究会」が研究大会及び地区研究会を意味することを明確にするものである。変更案第2項及び第3項は、研究大会及び地区研究会の従来の開催慣行を確認するものである。 【実施要領】 研究大会の開催については、第110回大会（令和2年11月21日及び22日）の役員会及び総会で承認された次の「大会開催運営内規」によるものとする。 「日本税法学会は毎年1回、各地区の持ち回りにより開催地区の指定する会場で、研究大会を開催するものとする。ただし、理事長が開催地区の意見を聴いた上で災害、感染症等のやむを得ない事由により前段の規定による開催を断念する場合には、オンライン方式（ハイブリッド方式を含む。）により研究大会を開催するものとする。この場合において、会場のキャンセル料等の経済的負担が生ずるときは、開催地区ではなく学会がこれを負担するものとする。」（下線部は規約変更案の文言との統一を図るために追加したものである。）	

<p>3 会員 (会員資格) 第5条 会員となることができる者は、税法学を研究する者、又は税法学に関連する研究に従事する者に限る。</p>	<p>3 会員 (会員資格) 第5条 〔同左〕</p>
<p>(入会及び退会) 第6条 会員になろうとする者は、会員の紹介により<u>入会を書面で申し込み</u>、理事会の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けた者は、総会の定めるところに従い、入会金を納めるものとする。 3 退会しようとする者は、その旨を書面で届け出るものとする。</p>	<p>(入会) 第6条 会員になろうとする者は、会員の紹介により申込み、理事会の承認を受けなければならない。 2 〔同左〕 【新設】</p>
<p>【趣旨・目的】 本条の変更は、入退会につき本人の意思確認のため書面主義を徹底するものである。 【実施要領】 入会申込書は、学会事務所への請求により又は学会ホームページ (http://zeihogakkai.com/) から入手し所定の事項を記載した上、学会事務所に提出する。 退会届出書は、様式は問わないが、退会する旨を記載し自署押印の上、学会事務所に提出する。 なお、退会時の会費の取扱いについては、別途、申合せにより従来の取扱いを明文化し、①いったん払い込んだ会費は、年度途中に退会の届出があっても、返金しないこと、②会費未納のまま退会を届け出た会員には発行・送付済みの「税法学」代金を請求すること（第7条第2項により除籍された者についても同様の取扱いとすること）、③会員が会費未納のまま死亡した場合には会費の再請求をしないこと、を定めるようにする。</p>	
<p>(会 費) 第7条 会員は、<u>第18条第1項に規定する会員の通常総会</u>（以下この規約において「通常総会」という。）の定めるところに従い、毎年<u>9月30日</u>までに会費を納めるものとする。 2 会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。</p>	<p>(会 費) 第7条 会員は、総会の定めるところに従い、毎年4月30日までに会費を納めるものとする。 2 〔同左〕</p>
<p>【趣旨・目的】 本条の変更は、会費の納期限に関する従来の慣行を明文化するものである。</p>	
<p>(名誉会員) 第8条 理事会は、会員中より名誉会員を推薦することができる。</p>	<p>(名誉会員) 第8条 〔同左〕</p>
<p>(賛助会員) 第9条 本会の事業を後援しようとするものは、理事会の定めるところに従い、毎年会費を納入し、賛助会員となることができる。 2 賛助会員は、議決権を有しないが、総会及び研究会に出席し発言することができる。</p>	<p>(賛助会員) 第9条 〔同左〕 2 〔同左〕</p>

<p>4 機 閣 (役 員)</p> <p>第10条 本会に、<u>役員として理事と監事を置く。</u></p> <p>2 理事のうち1名を理事長とする。</p> <p>3 理事は各地区の総務委員、研究委員及び組織委員とする。</p> <p>4 理事のうち各地区の総務委員長及び総務副委員長、研究委員長及び研究副委員長並びに組織委員長及び組織副委員長を常務理事とする。</p> <p>5 理事のうち若干名を本部役員とする。</p> <p>6 理事以外の会員のうち2名を監事とする。</p>	<p>4 機 閣 (役 員)</p> <p>第10条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>1 理 事 若干名 2 監 事 若干名</p> <p>2 理事のうち1名を理事長、若干名を常務理事とする。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>
<p>【趣旨・目的】</p> <p>本条の変更は、役員について従来の実態を踏まえ、常務理事を各地区の総務委員長及び総務副委員長、研究委員長及び研究副委員長並びに組織委員長及び組織副委員長の宛職として明文化するとともに、理事長の指命により本部会務を分掌する理事について、これを理事長の補助機関としてこの規約上明記し、従来用いられてきた「本部役員」という通称をこの規約上の正式名称とするものである。</p>	
<p>(役員の選任)</p> <p>第11条 理事及び監事は、各地区の推薦に基づき通常総会においてこれを選任する。</p> <p>2 理事長は、理事会においてこれを互選する。</p> <p>3 常務理事は、各地区の推薦に基づき理事会においてこれを選任する。</p> <p>4 本部役員は、理事長が指命により選任する。</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>第11条 理事及び監事は、総会において会員のうちよりこれを選任する。</p> <p>2 理事長及び常務理事は、理事会においてこれを互選する。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>
<p>【趣旨・目的】</p> <p>本条の変更は、理事及び監事並びに常務理事の選任に関する従来の慣行を明文化するとともに、変更案前条第6項第5項に規定する本部役員についてその選任が理事長の指命による旨を定めるものである。</p> <p>【実施要領】</p> <p>理事会は、通常総会の前日と当日に開催する。理事長の互選及び常務理事の選任は、従来どおり、通常総会の前日の理事会において行う。なお、理事及び監事についても、従来どおり、各地区から推薦された候補者を通常総会の前日の理事会において承認（確定）した上で、当該通常総会において選任する。</p>	
<p>(役員の任期)</p> <p>第12条 役員の任期は、<u>役員の選任がされた通常総会の翌日から起算し、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>2 補欠の役員の任期は、前任者の残存期間とする。</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 〔同左〕</p>
<p>【趣旨・目的】</p> <p>本条の変更は、役員の任期の起算日に関する従来の慣行を明文化するものである。</p>	

<p>(理事長)</p> <p>第13条 理事長は、本会を代表し、総会及び理事会を招集し、会務を統括し、本会全体の会務（以下この規約において「本部会務」という。）を執行する。</p> <p>2 理事長は、本部会務のうち総会及び理事会に附議すべき事項に関する原案の作成等の会務の執行に当たり、学会運営会議の議を経るものとする。</p> <p>3 前項に規定する学会運営会議は、理事長と常務理事のうち各地区から1名又は2名ずつ推薦された地区代表常務理事で組織し、理事長がこれを主宰する。</p> <p>4 理事長は、本部役員のうち1名を指名して、第2項に規定する会務以外の本部会務のうち本会全体の会計（以下この規約において「本部会計」という。）を当該本部役員に所掌させなければならない。</p> <p>5 理事長は、第2項及び前項に規定する会務以外の本部会務の執行を本部役員に分掌させることができる。</p> <p>6 第4項及び前項に規定する場合において、理事長は、本部会務の執行について協議する必要があると認めるときは、本部会議を招集することができる。</p> <p>7 前項に規定する本部会議は、理事長と本部役員で組織し、理事長がこれを主宰する。</p> <p>8 理事長に故障があるときは、理事長の指名した常務理事がその職務を代行する。</p>	<p>(理事長)</p> <p>第13条 理事長は、本会を代表し、総会及び理事会を招集し、会務を統括する。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>2 理事長に故障があるときは、理事長の指名した常務理事がその職務を代行する。</p>
<p>【趣旨・目的】</p> <p>本条の変更は、理事長が本会の代表機関、総会及び理事会の招集機関並びに会務統括機関であることに加えて、従来の慣行を踏まえ、本部会務の執行機関であることを明文化した上で、理事長による本部会務の執行手続を以下のとおり整理し明確にするものである。</p> <p>理事長は、①本部会務のうち総会及び理事会に附議すべき事項に関する原案の作成等の会務については、日本税法学会の特徴の1つである各地区の自治的運営を学会全体の運営においても考慮するため、学会運営会議の議を経るものとする。また、②他の本部会務については、従来から慣行として行われてきた本部役員による分掌及び本部会議における協議をこの規約において明文化する。</p> <p>【実施要領】</p> <p>学会運営会議及び本部会議は理事長が招集し、原則としてオンライン方式で開催する。</p> <p>地区代表常務理事を2名推薦する地区においては、研究者と実務家を1名ずつ推薦するものとする。</p> <p>学会運営会議及び本部会議は、原則としてオンライン方式で開催する。</p> <p>理事長代行は、理事長の職務を代行しない期間については、本部役員として会務を執行し本部会議を構成する。</p> <p>本部役員は、学会運営会議にオブザーバーとして参加する。</p>	

<p>(常務理事)</p> <p>第14条 常務理事は、各地区の会務（以下この規約において「地区会務」という。）を分掌する。</p>	<p>(常務理事)</p> <p>第14条 常務理事は、会務を分掌する。</p>
<p>【趣旨・目的】</p> <p>本条の変更は、各地区の自治的運営のために常務理事が地区会務を分掌するという従来の慣行を明文化するものである。</p>	
<p>(理事)</p> <p>第15条 理事は、理事会を組織し、本部会務に係る事項のうち重要な事項を審議する。</p> <p>2 理事は、所属する地区において、常務理事の求めにより地区会務に係る事項を協議する。</p>	<p>(理事)</p> <p>第15条 理事は、理事会を組織し、重要な会務を審議する。</p> <p>【新設】</p>
<p>【趣旨・目的】</p> <p>本条の変更は、理事の会務に関する従来の慣行を本部会務と地区会務について明文化するものである。</p>	
<p>(監事)</p> <p>第16条 監事は、本部会計及び本部会務の執行の状況を監査する。</p> <p>2 監事は、理事長が必要と認めるときは、理事会に出席するものとする。この場合において、理事会は役員会と称する。</p>	<p>(監事)</p> <p>第16条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。</p> <p>2 監事は理事長が必要と認めるときは、理事会に出席するものとする。</p>
<p>【趣旨・目的】</p> <p>第1項の変更は、本部と各地区との間における会務（会計を含む。）の区分を踏まえたものである。また、変更案第2項後段の規定は、監事が出席する理事会を役員会と称してきた慣行を明文化するものである。</p>	
<p>(顧問)</p> <p>第17条 本会に、顧問若干名を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、会員のうちから、理事会がこれを選任し、委嘱する。</p> <p>3 顧問は、理事会の諮問に応ずる。</p>	<p>(顧問)</p> <p>第17条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 [同左]</p>
<p>(総会)</p> <p>第18条 理事長は、第4条第2項に従い毎年6月に開催される研究大会に合わせて、会員の通常総会を招集しなければならない。ただし、災害等のやむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるとき、又は総会員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事長は、総会に附議すべき事項、会場及び期日を予め会員に通知しなければならない。</p>	<p>(総会)</p> <p>第18条 理事長は、毎年会員の通常総会を招集しなければならない。</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 [同左]</p>
<p>【趣旨・目的】</p> <p>本条の変更は、通常総会の開催に関する従来の慣行を明文化するものである。</p>	

<p>(議決権)</p> <p>第19条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。</p>	<p>(議決権)</p> <p>第19条 [同左]</p> <p>2 [同左]</p>
<p>5 会計 (会計年度)</p> <p>第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。</p>	<p>5 会計 (会計年度)</p> <p>第20条 [同左]</p>
<p>(予算及び決算)</p> <p>第21条 <u>理事長は、毎会計年度の予算を作成し、理事会及び総会の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>2 理事長は、翌会計年度の通常総会の前日の理事会及び通常総会において決算報告をし、その承認を得なければならない。</u></p>	<p>(決算報告)</p> <p>第21条 理事長は、翌事業年度の最初に開かれる総会において決算報告をしなければならない。</p> <p>【新設】</p>
<p>【趣旨・目的】</p> <p>本条の変更は、予算及び決算に関する作成から承認までの手続に関する従来の慣行を明文化するものである。</p>	
<p>6 規約の変更 (規約の変更)</p> <p>第21条 この規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ、これを変更することができない。</p>	<p>6 規約の変更 (規約の変更)</p> <p>第21条 [同左]</p>

記念フォーラム基調報告

日本税法学会の歩みと今後について

理事長 谷口勢津夫

日本税法学会は、昨年（2021年）11月に創立70周年を迎えました。第112回大会・総会はそれを記念する大会・総会として開催することにしましたが、この「場」にご参集の会員全員で改めて「日本税法学会創立70周年」と共に喜び祝いたいと思います。

会員の皆様は、創立70周年を機にこれまでの長きにわたる本学会の「歩み」を想起されたことでしょう（創立70周年記念事業の一環として本学会の「歩み」を取りまとめ本学会ホームページに掲載しましたのでご覧ください），同時に、本学会の「今後」について思いを巡らされたことでもあります。この記念フォーラムでは、本学会の「歩み」を踏まえ「今後」について一緒に考えていただきたいと思います。

まず、本学会の目的は基本的には**税法学の研究**にありますが（規約3条），その研究活動は3つの層から成っています（**学会活動の三層構造**）。すなわち、基層では会員一人ひとりの日々の研究活動が、二層では各地区研究会での研究活動が、そして三層では研究大会での研究報告・質疑応答等の活動がそれぞれ展開されるのですが、どの層においても**自由闊達**を旨として活発な研究活動が展開されることが、**本学会の伝統**となっております。

このような伝統の下、基層において会員一人ひとりには**先行研究への感謝と敬意**を忘れずに研究に取り組む精神・姿勢が強く求められます。そのような研究精神・姿勢こそが、近年における研究倫理に対する学界・社会の意識・関心の高まりに応えていくには不可欠です。このことを本学会の機関誌「税法学」投稿規程でも確認しております（特に3条1

項4号～7号参照）。また、二層・三層では、前記の伝統を大切にしつつ、より多くの会員が研究活動に参加できるよう創意工夫を重ねていくことが肝要と考えるところです。

次に、以上で述べた三層の研究活動を支える運営体制については、本学会の特徴・伝統に則り、**日本税法学会「四駆」論**ともいべき考え方を基本に据えて、その整備・実施を図っていきたいと考えております。これは、昨年の第111回大会・総会のアンケート結果をフィードバックする際にお示しした考え方ですが、日本税法学会を1台の自動車に、「本部」「各地区」「研究者」「実務家」をその4つの車輪にそれぞれ喻えた上で、各車輪が「駆動輪」となって、日本税法学会という自動車を、これに会員全員を乗せて、「税法学の研究およびその研究者相互の協力を促進し、併せて内外の学会及び諸団体との連絡を図ること」（規約3条）という「目的地」に向かって走らせていく、という考え方です。この考え方方が学会運営の基本として実効的に機能するには、「本部」「各地区」「研究者」「実務家」という4つの「駆動輪」が、それぞれ自律的に力強く駆動すると同時に、相互に密接に連携・連動しながら駆動することが、必要不可欠であると考えるところです。

この考え方に基づき本学会を円滑かつ発展的に運営していくには、「四駆」の燃料ともいいうべき財政について運営の基本方針を明確にしておくことも、必要であると考えます。本学会は、除籍制度（規約7条2項）の厳格な運用にみられるように、伝統的に、**単年度収支決算主義**に基づき運営されてきましたが、今後も、単年度収支の均衡、すなわち、年度

単位で会員の負担（会費）と受益を均衡させることに、より一層意を用いてまいります。ただ、昨年来の創立70周年記念事業（「税法学」記念号の発行、ホームページの改修等）のような数年度単位で実施する事業を想定して、各年度収入の一定割合を繰越金として積み立てておくことも必要です。その割合としては、現在の会員数やこれまでの記念事業の実績等に鑑み、概ね1割程度が妥当であると考えるところです。

最後に、本学会の中核的事業である機関誌「税法学」の発行について考えておきたいと思います。

「税法学」の発行は534号（1995年）以後は株式会社清文社に委託しておりますが、掲載原稿の取りまとめまでの作業は、本学会の責任において、発行者たる理事長の指名する編集委員長が行っております。この一連の作業工程に大きな変革をもたらしたのは、第100回大会（2010年）における「税法学」の査読誌化と第103回大会（2013年）における「税法学」執筆要領の制定です。これらは、会員の会費（「净財」）によって発行される本学会の「公器」ともいるべき「税法学」の性格に鑑み、その内容・水準の向上を図り、もって本学会の目的の実現を追求するための措置です。

「税法学」の査読誌化に伴い、本学会は各地区研究会での報告・質疑応答等を中心とする査読体制を構築しました（査読における地区研究会中心主義）。それは、機関誌掲載原稿の査読について査読委員会方式ではなく、地区所属会員全員が参加することができる直接民主主義的査読ともいるべき査読の方式を採用する体制です。その眼目は、地区研究会における報告者がより良い論文等を執筆できるよう地区所属会員全員で支援する、という点にあります。したがって、査読が自由闊達な研究活動を萎縮させ損なうものとなってはならないことは言うまでもありません。

このような査読体制の下、各地区研究委員

長には、編集委員として、地区研究会での質疑応答等が報告者の執筆した原稿に適切に反映されているかどうかを審査するとともに、その原稿について「税法学」執筆要領への適合性を審査することも求められます。さらに、以上の査読体制を補完する手続として、各地区研究委員長の審査を経て提出された原稿について編集委員長が「税法学」執筆要領適合性を中心に審査しダブル・チェックをかけることにしております。

第111回大会（2021年）では「税法学」投稿規程を制定し、以上の査読体制・手続を確認した上で、投稿規程適合性の要素も加味して各地区における査読を「地区査読等」（投稿規程4条3項）、編集委員長による査読を「編集委員長査読」（同条4項）として整理し、関連諸規定を整備しました。

これに関連して次の2つの点を指摘しておきます。1つには、投稿規程では研究倫理に関する条項（3条1項4号～7号）も定めましたが、既に述べたところからも明らかなように、これらは研究倫理の遵守が会員自身にかかっていることを確認する条項です。また、もう1つには、前記の査読体制は、地区査読等が中心的役割を担い編集委員長査読は補完的な手続であることを建前としていますが、実際には、後者における編集委員長の負担が相当重いことから、「税法学」586号（2021年）の発行のためにアドホックに設置した創立70周年記念号編集委員会の経験を活かし、587号（2022年）からは編集委員長の下に数名の査読委員を配置し編集委員長査読を分担して実施する体制を整備しました。

「税法学」査読体制は、以上で述べたような形で、構築・整備を図ってまいりましたが、会員の間で周知徹底され定着しているとはなお言い難い状況にありますので、その状況を改善していくことが今後の課題であると考えるところです。

各地区研究会開催報告

【関東地区】

第472回 令和4年4月8日（金）

①報告者 泉 純也会員

報告題名 AI・ロボット税の導入論議

第473回 令和4年5月13日（金）

①報告者 山本直毅会員

報告題名 所有権移転前の売買契約の解除と相続税の課税財産（東京地判令和2年10月29日）

第474回 令和4年7月8日（金）

①報告者 我妻純子会員

報告題名 企業再生の局面における債権の放棄と第二次納税義務—東京高判令和3年12月9日（判例集未公刊）を契機として—（仮）

第475回 令和4年9月30日（金）

①報告者 大野雅人会員

報告題名 移転価格税制（特に利益分割法と無形資産の問題）—日本碍子事件（東京地判令和2年11月26日、東京高判令和4年3月10日）を素材に—

【中部地区】

第527回 令和4年4月9日（土）

①報告者 森田辰彦会員

報告題名 時価についての再考察—税法学543号の論説の続き—

②報告者 山崎広道会員（九州地区）

報告題名 介護保険サービスと非課税取引

第528回 令和4年5月14日（土）

①報告者 服部由美会員

報告題名 ふるさと納税制度において地方公共団体から返礼品を受領した場合

の課税関係

②報告者 渡辺徹也会員（関東地区）

報告題名 デジタル・プラットフォーム

と課税問題

第529回 令和4年7月9日（土）

①報告者 鎌倉友一会員

報告題名 税理士事務所を経営する税理士の死亡による従業員退職金の必要経費が否認された事例

②報告者 山田麻未会員

報告題名 必要経費控除における「直接の関連」についての一考察：内国歳入法典274条を題材として

③報告者 谷口勢津夫会員（関西地区）

報告題名 遷及課税と財産権の遷及的制約—課税と財産権保障との関係に関する一考察—

第530回 令和4年9月10日（土）

①報告者 富永生志会員

報告題名 金地金保管取引に伴うスワップ取引での資産の譲渡の認定について—実質的な観点から認定・判断するとの許容範囲について—

名古屋地判平成29年6月29日（平成28年（行ウ）第78号）

名古屋高判平成29年12月14日（平成29年（行コ）第74号）

②報告者 西山由美会員（関東地区）

報告題名 消費課税における濫用法理

【関西地区】

第542回 令和4年4月16日（土）

①報告者 北野富士和会員

報告題名 消費税インボイス制度の概要

②報告者 谷口勢津夫会員

報告題名 税法基本判例—判例のもう一つの読み方—

第543回 令和4年5月21日（土）

①報告者 前田謙二会員

報告題名 法人税法における過年度損益修正に係る公正処理基準の一考察—企業会計基準24号と法人税法22条の2の影響を中心にして—

②報告者 野一色直人会員

報告題名 令和4年度税制改正における記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応策の意義と課題

第544回 令和4年7月16日（土）

①報告者 忠岡 博会員

報告題名 公益法人が行う「収益事業」の範囲

②報告者 田中 治会員

報告題名 租税回避否認の論理と機能

第545回 令和4年9月17日（土）

①報告者 片山直子会員

報告題名 親子間の使用貸借をめぐる税法上の諸問題

②報告者 望月 爾会員

報告題名 税務調査のデジタル化と電子インボイスの義務化の国際的動向

【中四国地区】

第224回 令和4年7月2日（土）

①報告者 横井里保会員

報告題名 FLPを利用した米国連邦遺産税回避行為の否認

第225回 令和4年8月27日（土）

①報告者 奥谷 健会員

報告題名 資力喪失による債務免除と源泉徴収義務

【九州地区】

第430回 令和4年4月2日（土）

①報告者 高橋秀至会員

報告題名 租税法律主義と違憲立法審査

一行為・計算否認規定を中心として—

第431回 令和4年5月14日（土）

①報告者 末吉幹久会員

報告題名 消費税の免税事業者制度と人的非課税について

第432回 令和4年7月2日（土）

①報告者 鳥飼貴司会員

報告題名 税法の解釈と税法の適用の峻別について

②報告者 関本大樹会員

報告題名 投資用マンション評価の今後の在り方について—最高裁令和4年4月19日判決を踏まえて—

第433回 令和4年9月3日（土）

①報告者 鳥飼貴司会員

報告題名 税法の解釈・適用の基本原理とその法的構造について（査読）

②報告者 権田和雄会員

報告題名 税理士法人が行った節税策の助言に係る損害賠償請求事件と税理士の専門家責任

【沖縄地区】

第40回 令和4年7月23日（土）

①報告者 井上むつき会員

報告題名 相続税法55条（未分割遺産に対する課税）に基づく申告の後にされた増額更正処分のうち、前期申告に係る税額を超える部分を取り消す旨の判決が確定した場合において、課税庁は相続税法32条1項（更正の請求の特例）1号の規定による更正をするに際し、当該判決に示された計算方法等を用いて税額等を計算すべき義務を負うか（取消判決の拘束力）—最高裁令2（行ヒ）103号、令3.6.24一小法廷判決—

会員異動

◆新入会員（30名）

【北海道・東北地区】

荒島一貴 税理士

【関東地区】

石垣 晋 弁護士

猪野 茂 税理士

大野直也 会社員

酒井翔子 大学教員

鈴木孝直 大学教員

中村信行 大学教員

松永容明 税理士

森下幹夫 大学教員

山下清兵衛 弁護士

横田雅志 国家公務員

【中部地区】

石山皇太 会社員

稻垣真衣 税理士

陣田良樹 税理士

労網重則 税理士

【関西地区】

阿部秀一郎 弁護士

柿本雅一 税理士

杉澤雄一 税理士

谷口隆義 税理士

壺見晴彦 税理士

中村政温 税理士, 公認会計士

秦 尚輝 弁護士

原田 誠 大学教員

山本尚平 税理士事務所職員

【中四国地区】

市川哲司 税理士

本村大輔 大学教員

【九州地区】

石森久広 大学教員

大藏将史 税理士

谷本たまみ 税理士

柳井貞美 税理士

第113回大会・総会等開催案内

◆日 時（A案又はB案。確定次第お知らせします）

《A案》

【第1日目】

2023（令和5）年6月17日（土）午後

【第2日目】

2023（令和5）年6月18日（日）午前及び午後

《B案》

【第1日目】

2023（令和5）年6月24日（土）午後

【第2日目】

2023（令和5）年6月25日（日）午前及び午後

◆開催地区及び開催方法

北海道・東北地区

北海道大学札幌キャンパス（オンラインとのハイブリッド開催を予定）

日本税法学会規約

1 総 則

（名 称）

第1条 本会は、日本税法学会（Japan Tax Jurisprudence Association）と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、京都市左京区高野

竹屋町30番地に置く。

2 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、税法学の研究及びその研究者相互の協力を促進し、併せて内外の学会及び諸団体との連絡を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 研究大会及び地区研究会並びに講演会の開催
 - 2 機関誌その他図書の刊行
 - 3 政府その他への建議
 - 4 前3号に掲げるもののほか、理事会が適當と認める事業
- 2 研究大会は、毎年6月に開催するものとする。ただし、災害等のやむを得ない事由があるときは、この限りでない。
- 3 地区研究会の開催については各地区で定めるものとする。

3 会員

(会員資格)

第5条 会員となることができる者は、税法学を研究する者、又は税法学に関連する研究に従事する者に限る。

(入会及び退会)

第6条 会員になろうとする者は、会員の紹介により入会を書面で申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、総会の定めるところに従い、入会金を納めるものとする。
- 3 退会しようとする者は、その旨を書面で届け出るものとする。

(会費)

第7条 会員は、第18条第1項に規定する会員の通常総会（以下この規約において「通常総会」という。）の定めるところに従い、毎年9月30日までに会費を納めるものとする。

2 会費を滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

(名誉会員)

第8条 理事会は、会員中より名誉会員を推薦することができる。

(賛助会員)

第9条 本会の事業を後援しようとするものは、理事会の定めるところに従い、毎年会費を納入し、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、議決権を有しないが、総会及び研究会に出席し発言することができる。

4 機関

(役員)

第10条 本会に、役員として理事と監事を置く。

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事は各地区の総務委員、研究委員及び組織委員とする。

4 理事のうち各地区的総務委員長及び総務副委員長、研究委員長及び研究副委員長並びに組織委員長及び組織副委員長を常務理事とする。

5 理事のうち若干名を本部役員とする。

6 理事以外の会員のうち2名を監事とする。

(役員の選任)

第11条 理事及び監事は、各地区的推薦に基づき通常総会においてこれを選任する。

2 理事長は、理事会においてこれを互選する。

3 常務理事は、各地区的推薦に基づき理事会においてこれを選任する。

4 本部役員は、理事長が指命により選任する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、役員の選任がされた通常総会の翌日から起算し、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(理事長)

第13条 理事長は、本会を代表し、総会及び理事会を招集し、会務を統括し、本会全体の会務（以下この規約において「本部会務」という。）を執行する。

2 理事長は、本部会務のうち総会及び理事会に附議すべき事項に関する原案の作成等の会務の執行に当たり、学会運営会議の議を経るものとする。

3 前項に規定する学会運営会議は、理事長と常務理事のうち各地区から1名又は2名ずつ推薦された地区代表常務理事で組織し、理事長がこれを主宰する。

4 理事長は、本部役員のうち1名を指名して、第2項に規定する会務以外の本部会務のうち本会全体の会計（以下この規約において「本部会計」という。）を当該本部役員に所掌させなければならない。

5 理事長は、第2項及び前項に規定する会務以外の本部会務の執行を本部役員に分掌させることができる。

6 第4項及び前項に規定する場合において、理事長は、本部会務の執行について協議する必要があると認めるときは、本部会議を招集することができる。

7 前項に規定する本部会議は、理事長と本部役員で組織し、理事長がこれを主宰する。

8 理事長に故障があるときは、理事長の指名した常務理事がその職務を代行する。

(常務理事)

第14条 常務理事は、各地区の会務（以下この規約において「地区会務」という。）を分掌する。

(理事)

第15条 理事は、理事会を組織し、本部会務に係る事項のうち重要な事項を審議する。

2 理事は、所属する地区において、常務理事の求めにより地区会務に係る事項を協議する。

(監事)

第16条 監事は、本部会計及び本部会務の執行の状況を監査する。

2 監事は、理事長が必要と認めるときは、理事会に出席するものとする。この場合において、理事会は役員会と称する。

(顧問)

第17条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会員のうちから、理事会がこれを選任し、委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応ずる。

(総会)

第18条 理事長は、第4条第2項に従い毎年6月に開催される研究大会に合わせて、会員の通常総会を招集しなければならない。ただし、災害等のやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 理事長は、必要があると認めるとき、又は総会員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは、臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、総会に附議すべき事項、会場及び期日を予め会員に通知しなければならない。

(議決権)

第19条 総会の議事は、出席会員の過半数を

もってこれを決する。

2 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

5 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(予算及び決算)

第21条 理事長は、毎会計年度の予算を作成し、理事会及び総会の承認を得なければならぬ。

2 理事長は、翌会計年度の通常総会の前日の理事会及び通常総会において決算報告をし、その承認を得なければならない。

6 規約の変更

(規約の変更)

第22条 この規約は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成を得なければ、これを変更することができない。

学会入会申込要領

◇ 入会希望者は、学会事務所への請求により又は学会ホームページ (<https://zeihogakkai.com/>) から入会申込書を入手することができます。所定の事項を記載の上、学会事務所までご提出下さい。

◇ 入会申込書の提出後、次の理事会（年1回開催）で審査を受け、入会を承認されたときは、学会事務所より、郵便振替用紙を送りますから、その上で入会金及び会費を、ご送金下さい。

- ◇ 入会金 2,000円
- 会費（年額） 10,000円
- ◇ 学会の総会並びに大会は、毎年1回開催します。北海道・東北、関東、中部、関西、中四国、及び九州地区においては、年数回～10回程度研究会を開催します。
- ◇ 機関誌「税法学」を年2回（5月及び11月）発行し、会員に無料で配付します。
- ◇ 大学学部在学生は、入会を認めません。
- ◇ 機関誌「税法学」は、編集委員会（各地区研究委員長及び理事長の指名した者）の下、原則として、各地区研究会での報告及び各地区研究委員長等の審査を経て発行される査読誌です。

なお、論文等の査読において、その一部に、法律学的な学問分野に限定されない研究内容を含む論考（数式的処理による論述等）が対象となる場合は、編集委員会の議を経て、理事長名で、当該専門分野の適切な専門家による評価を依頼し、これにより掲載の可否等につき決定するものとします。

学会事務所所在地

〒606-8104 京都市左京区高野竹屋町30
日本税法学会
TEL/FAX 075-711-7711
郵便振替口座 01050-3-20422
<https://zeihogakkai.com/>